

○国立大学法人筑波技術大学職員給与規程

〔平成17年10月3日  
規程第46号〕

最終改正 平成24年10月24日規程第25号

国立大学法人筑波技術大学職員給与規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学職員就業規則(平成17年規則第5号以下「就業規則」という。)第29条の規定に基づき、国立大学法人筑波技術大学(以下「本学」という。)に所属する職員(年棒制の適用を受ける職員を除く。)の給与に関する事項を定めることを目的とする。

第2章 給与の支払と支給日等

(給与の種類、計算期間及び支給日)

第2条 職員の給与の種類、計算期間及び支給日は、次の表に掲げるとおりとする。

給与の種類		給与の計算期間	給与支給日
基本給与	俸給 俸給の調整額	一の月の初日から 末日まで	その月の17日(ただし、その日が日曜日に当るときは、15日(15日が休日に当るときは、18日)、その日が土曜日に当るときは、16日)
諸手当	管理職手当 役職手当 初任給調整手当 扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 単身赴任手当		
	放射線取扱手当 時間外勤務手当 休日給 夜勤手当		翌月の17日(ただし、その日が日曜日に当るときは、15日(15日が休日に当るときは、18日)、その日が土曜日に当るときは、16日)
	期末手当 勤勉手当		6月30日及び12月10日(ただし、その日が日曜日に当るときは、前々日、土曜日に当るときは、前日)

(給与の支払)

第3条 職員の給与は、通貨で直接職員にその全額を支払うものとする。ただし、法令又は労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)第24条に基づく協定に定めるものは、これを給与から控除して支払うものとする。

- 前項の給与は、職員が希望した場合は、職員の指定する職員名義の預貯金口座等へ振込むことによって支払う。
- 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まない。

(日割計算等)

第4条 新たに職員となった者には、その日から給与を支給する。俸給の月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給与を支給する。

- 職員が退職し、又は解雇された場合には、その日までの給与を支給する。
- 職員が死亡により退職した場合には、その月までの給与を支給する。
- 第1項又は第2項の規定により、給与を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数から休日を差し引いた日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 前各項の規定は、俸給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、地域手当の支給について準用する。

(給与の即時払)

第5条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合に、本人又は権利者の請求があったときは、第2条の規定にかかわらずすみやかに給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときは、この限りでない。

- (1) 退職し、又は解雇されたとき。
- (2) 本人が死亡したとき。

(非常時払)

第6条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ、本人から請求があったときは、第2条の規定にかかわらず当該請求があった日までの給与をすみやかに支払う。

- (1) 本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産若しくは葬儀の費用にあてるとき。
- (2) 本人又はその収入によって生計を維持する者の病気又は災害の費用にあてるとき。
- (3) 本人又はその収入によって生計を維持する者の帰郷費用にあてるとき。
- (4) その他特に必要と認めるとき。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第7条 第22条及び第32条から第34条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給、俸給の調整額、これらに対する地域手当の月額(算出の基礎から扶養手当を除く。)、管理職手当、初任給調整手当の月額の合計額を155で除して得た額とする。

(端数計算)

第8条 前条に規定する勤務時間1時間当たりの給与の額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第9条 この規程により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

### 第3章 俸給

(俸給)

第10条 俸給は、俸給表に定める級及び号俸で区分する俸給月額により支給する。

- 2 職員の受ける級及び号俸は、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の労働条件を考慮して決定する。
- 3 職員の受ける級及び号俸が前項の規定に合致していないと認めるときは、その俸給を調整することができる。
- 4 就業規則第23条第1項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の俸給は、その者に適用される俸給表の再任用職員の欄に掲げる俸給月額のうち、その者の属する級に応じた俸給月額とする。
- 5 国立大学法人筑波技術大学職員の育児休業等に関する規程(平成17年法人規程第51号)第16条の規定により育児短時間勤務をする職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)の俸給月額は、第1項に掲げる俸給月額に国立大学法人筑波技術大学職員の勤務時間・休日・休暇に関する規程(平成17年法人規程第43号。以下「勤務時間等規程」という。)第26条の2第1項の規定により定められた当該職員の1週間当たりの所定勤務時間を勤務時間等規程第2条第1項に規定する1週間当たりの所定勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする。

(俸給表の種類)

第11条 俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。

- (1) 一般職員俸給表(別表第1)
- (2) 教育職員俸給表(別表第2)
- (3) 医療職員(一)俸給表(別表第3)
- (4) 医療職員(二)俸給表(別表第4)

(俸給等の改定)

第12条 人事院勧告による一般職の職員の給与に関する法律(以下「給与法」という。)の改正が行われた場合には、俸給及び諸手当を増額又は減額改定することができる。

(初任給)

第13条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して、学長が決定する。

(昇格)

第14条 従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価により1級上位の級に昇格させることができる。

(降格)

第15条 就業規則第11条の規定により降任したときは、下位の級に降格させることができる。

(初任給基準を異にする異動の場合の俸給)

第16条 職員を俸給表の適用を異にすることなく初任給の基準の異なる他の職種に異動させる場合には、その異動後の職務に応じ、俸給を学長が決定する。

(俸給表の適用を異にする異動の場合の俸給)

第17条 職員を俸給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合は、その異動後の職務に応じ、俸給を学長が決定する。

(昇給)

第18条 職員の昇給は、昇給日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとし、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない

2 一般職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上である者及び教育職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級である者を特定職員とする。

3 昇給をさせる場合の号俸数は、当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分に応じて次の表に定める職員昇給号俸数表に定める号俸数とする。

職員昇給号俸数表

昇給区分		A	B	C	D	E
平成23年1月～	特定職員	8以上	6	3	2	0
	一般職員	8以上	6	4	2	0
	55歳以上	4以上	3	2	1	0
平成20年1月～22年1月	特定職員	7以上	5	2	1	0
	一般職員	7以上	5	3	1	0
	55歳以上	3以上	2	1	0	0
平成19年1月	特定職員	5以上	3	1	0	0
	55歳以上	2以上	1	0	0	0
		特に良好		良好	良好であると認められない	
	一般職員	5以上		2	1又は0	
	55歳以上	2以上		0	0	

4 前項に規定する昇給の区分は、勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給の区分に決定するものとする。

- (1) 勤務成績が極めて良好である職員 A
- (2) 勤務成績が特に良好である職員 B
- (3) 勤務成績が良好である職員 C
- (4) 勤務成績がやや良好でない職員 D
- (5) 勤務成績が良好でない職員 E

5 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことはできない。

(昇給日)

第19条 前条に規定する昇給の日は、毎年1月1日とする。

(研修、表彰等による昇給)

第20条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号

に定める日に、昇給をさせることができる。

- (1) 研修に参加し、その成績が特に良好な場合 成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日
- (2) 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があったことにより、又は極めて困難な勤務条件の下で職務に献身精励し、業務のため顕著な功労があったことにより表彰又は顕彰を受けた場合 表彰若しくは顕彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日
- (3) 予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職する場合 退職の日

#### 第4章 給与の特例等

(休職者の給与)

第21条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第14条第1項第1号の規定による休職(以下この条において「病気休職」という。)にされたときは、その休職期間中、給与の全額(労基法第76条による休業補償及び労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。)第14条による休業補償給付を受ける額に相当する額を除く額)を支給する。

2 職員が前項以外の心身の故障により、病気休職にされたときは、その休職期間が満1年に達するまでは、俸給、俸給の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当(以下この条において「俸給等」という。)の100分の80を支給することができる。

3 職員が刑事事件に関し起訴され、就業規則第14条第1項第2号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の60以内を支給することができる。

4 職員が就業規則第14条第1項第3号の規定に該当し休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の70以内(業務上の災害若しくは労災法第7条第2項に規定する通勤による災害を受けたと認められるときは、100分の100以内)を支給することができる。

5 職員が就業規則第14条第1項第4号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の70以内を支給することができる。

6 職員が就業規則第14条第1項第5号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の100以内を支給することができる。

7 休職にされた職員には、他の規則に別段の定めがない限り、前項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

(給与の減額及び不支給)

第22条 職員が勤務しないときは、休暇の場合、その他その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

2 前項の規定にかかわらず、職員が負傷(業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。)若しくは疾病(業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。)に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、俸給及び俸給の調整額の半額を減ずる。

3 前項の規定により俸給及び俸給の調整額の半額を減ずる期間が1年を超える場合は、超えることとなる当該病気休暇又は当該措置に係る期間については、給与は支給しない。

#### 第5章 諸手当

(俸給の調整額)

第23条 職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の労働条件が同じ職務の級に属する他の職員に比して著しく特殊な職員と学長が認めるときは、その特殊性に基づき、職員の俸給の調整を行う。

2 前項の規定により俸給の調整を行う職員は、別表第5の区分に掲げる職員とする。

3 職員の俸給の調整額は、当該職員に適用される俸給表及び職務の級に応じて別表第6に掲げる調整基本額にその者に係る別表第5の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額(育児短時間勤務職員にあっては、その額に算出率を乗じて得た額)とする。

4 前3項に規定するもののほか、俸給の調整額の支給に関し必要な事項は別に定める。

(管理職手当)

第24条 管理職手当は、別表第7に掲げる管理又は監督の地位にある職を占める職員に支給

するものとし、管理職手当の月額は、同表に定める額(育児短時間勤務職員にあっては、その額に算出率を乗じて得た額)とする。

- 2 前項に規定する管理職手当の月額は、所定の労働時間を超えて勤務した場合における給与相当額を、含むものとする。
- 3 第1項に規定する職員が月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合(業務上の傷病又は通勤(労災法に規定する通勤をいう。以下同じ。))による傷病によって勤務しないことに特に承認のあった場合を除く。)は、その月の管理職手当は支給しない。(役職手当)

第24条の2 役職手当は、次の表に掲げる役職者に対して支給するものとし、役職手当の月額は、同表に定める額(育児短時間勤務職員にあっては、その額に算出率を乗じて得た額)とする。ただし、2以上の役職を務める場合には、いずれか高い方の手当額のみを支給する。

役 職 名	手当額
保健管理センター長	6,000円
学部長補佐	10,000円
障害者高等教育研究支援センター副センター長	10,000円
学科長	6,000円
副学科長	6,000円
専攻長	6,000円
障害者高等教育研究支援センター 障害者支援研究部長及び障害者基礎教育研究部長	6,000円
特命学長特別補佐	10,000円
特命学長補佐	5,000円

(初任給調整手当)

第25条 新たに採用され、教育職員俸給表の適用を受け、医師法(昭和23年法律第201号)に規定する医師免許証又は歯科医師法(昭和23年法律第202号)に規定する歯科医師免許証を有する職員には、月額50,000円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。ただし、再任用職員には支給しない。

- 2 在職する職員のうち、新たに前項に規定する職を占めることとなった職員で医師免許証又は歯科医師免許証を有する者には、前項の規定に準じて初任給調整手当を支給する。
- 3 初任給調整手当の月額は、採用の日又は前項に規定する職員となった日以後の期間の区分に応じた別表第8に掲げる額(育児短時間勤務職員にあっては、その額に算出率を乗じて得た額)とする。この場合において、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学卒業の日からそれぞれ採用の日又は前項に規定する職員となった日までの期間が4年(医師法に規定する臨床研修を経た場合にあつては、6年)を超えることとなる職員(学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年以内の職員を除く。)に対する同表の適用については、採用の日又は前項に規定する職員となった日からその超えることとなる期間(1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間)に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。
- 4 初任給調整手当を支給されている職員が就業規則第14条の規定に該当して休職にされた場合における当該職員に対する別表第8の適用については、当該休職の期間(第20条第1項の規定により給与の全額を支給されることとなる期間を除く。)は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。

5 第1項又は第2項に規定する職員となった者のうち、これらの職員となった日前にこの規則による初任給調整手当、給与法に規定する初任給調整手当及び他の法人等において支給する手当でこれに相当するものと認めた手当(以下この項において「初任給調整手当等」という。)を支給されていたことのある者で第3項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当等を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

(扶養手当)

第26条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項に定める扶養親族は、次の表の対象欄に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものとし、扶養手当の月額は、同表に定める額の合計額とする。

対 象 者	手 当 額
第1号 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)	13,000円
第2号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫	1人につき6,500円(職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については11,000円)
第3号 満60歳以上の父母及び祖父母	
第4号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	
第5号 重度心身障害者	

3 扶養親族となる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

4 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。)を学長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

(3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)

(4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)

5 学長は、扶養手当の支給に関して必要と認めるときは、職員に対し扶養の事実等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

6 前各項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

(地域手当)

第27条 本学に勤務する職員に支給割合100分の12の地域手当を支給するものとし、地域手当の月額は、俸給、俸給の調整額、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、支給割合を乗じて得た額とする。

2 給与法に規定する地域手当及び他の法人等において支給する手当でこれに相当するものと認めた手当を支給されていた職員が、引き続き本学の職員となった場合、地域手当を支給される職員との権衡上必要があると学長が認めたときは、採用の日から2年間、採用の日の前日に勤務していた地域に係る支給割合による地域手当を支給する。

3 前項の地域手当を支給されている職員の2年目の地域手当の額は、その額に100分の80を乗じて得た額とする。

(住居手当)

第28条 住居手当は、次の表に掲げる職員の区分のいずれかに該当する職員に支給するものとし、手当の月額は、職員の区分に応じて同表に定める額(同表各号のいずれにも該当する職員にあっては、同表各号に定める額の合計額)とする。ただし、再任用職員には支給しない。

職員の区分	手当額	
第1号 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(本学、他の法人等及び国の機関により宿舍を貸与されている職員その他別に定める職員を除く。)	次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ右欄に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額	
	イ 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員	家賃の月額から12,000円を控除した額
	ロ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員	家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)を11,000円に加算した額
第2号 第30条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(本学、他の法人等及び国の機関により貸与されている宿舍を除く。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるもの	第1号の職員の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)	

2 新たに前項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、その居住の実情、住宅の契約関係等を速やかに学長に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額、住宅の契約関係等に変更があった場合についても、同様とする。

3 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

4 前3項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

(通勤手当)

第29条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。ただし、交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、又は自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km未満である職員を除く。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用すること

を常例とする職員

2 通勤手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 通勤のため交通機関等を利用する職員にあっては、その者が利用する交通機関等に応じて6ヶ月を超えない範囲内で別に定める期間(以下「特定期間」という。)について運賃等相当額(当該交通機関等が2つ以上である場合にあってはそれぞれの特定期間についての運賃等相当額とすること。)ただし、当該運賃等相当額を当該特定期間の月数で除して得た額(当該交通機関等が2つ以上である場合にあっては、それぞれの運賃相当額をそれぞれの特定期間の月数で除して得た額。以下「1ヶ月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、55,000円を1ヶ月当たりの当該通勤手当の額の限度とする。

(2) 通勤のため自動車等の交通用具を使用することを常例とする職員にあっては、自動車等の使用距離に応じて次の表に定める額(育児短時間勤務職員のうち、平均1ヶ月当たりの通勤所要回数が10回に満たない者にあっては、その額に100分の50を乗じて得た額)

自動車等の使用距離	手当額
片道5km未満	2,000円
片道5km以上10km未満	4,100円
片道10km以上15km未満	6,500円
片道15km以上20km未満	8,900円
片道20km以上25km未満	11,300円
片道25km以上30km未満	13,700円
片道30km以上35km未満	16,100円
片道35km以上40km未満	18,500円
片道40km以上45km未満	20,900円
片道45km以上50km未満	21,800円
片道50km以上55km未満	22,700円
片道55km以上60km未満	23,600円
片道60km以上である職員	24,500円

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員にあっては、運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額(1ヶ月当たりの運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額が55,000円を超えるときは、55,000円を限度とする。)ただし、交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているもの又は自動車等の使用距離が2km未満のものである場合は、第1号又は第2号により算出した額のいずれか高い額

3 第1項の職員が、出張、研修、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月の通勤手当は、支給しない。

4 職員は、新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った場合、住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更した場合又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合には、その通勤の実情をすみやかに学長に届け出なければならない。

5 前各項に規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

(単身赴任手当)

第30条 他の国立大学法人等からの人事交流等により勤務箇所を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認めたもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他これら職員との権衡上必要があると認めた職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、

通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合には、この限りではない。なお、再任用職員には支給しない。

- 2 単身赴任手当の月額、23,000円(職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100km以上である職員にあっては、その額に、交通距離の区分に応じて次の表に定める額を加算した額)とする。

交通距離	加算額
100km以上300km未満	6,000円
300km以上500km未満	12,000円
500km以上700km未満	18,000円
700km以上900km未満	24,000円
900km以上1,100km未満	30,000円
1,100km以上1,300km未満	35,000円
1,300km以上1,500km未満	40,000円
1,500km以上	45,000円

- 3 新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類(住民票等配偶者との別居の状況等を明らかにする書類、診断書、在学証明書、就業証明書等職員が配偶者等と別居することとなった事情を明らかにする書類(これらの書類の写を含む。))を添付して、配偶者等との別居の状況等を速やかに学長に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。
- 4 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。
- 5 前各項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給に関し必要な事項は別に定める。  
(放射線取扱手当)

第31条 放射線取扱手当は、次に掲げる場合に支給するものとする。

業務内容	手当額
診療放射線技師又は学長が特に認める職員が、エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事した場合又は職員が管理区域内において放射線業務に従事した場合で、月の初日から末日までの間に外部放射線を被爆し、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが認められた場合	1月につき 7,000円

(時間外勤務手当)

第32条 所定の勤務日(次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。)に業務上の必要による所定の勤務時間以外の時間における勤務(以下「時間外勤務」という。)を命じられた職員には時間外勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125(その勤務が午後10時から翌日の午前5時まで(以下「深夜」という。)において行われた場合は、100分の150)を時間外勤務手当として支給する。ただし、第24条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員には支給しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、時間外勤務した時間と勤務時間等規程第13条に規定する休日(勤務時間等規程第14条の規定により振替られた休日を含む。)に業務上の必要により勤務(以下「休日勤務」という。)した時間の合計が1ヶ月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて時間外勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の150(その勤務が深夜において行われた場合は、100分の175)を時間外勤務手当として支給する。
- 3 第1項前段及び前項の規定にかかわらず、育児短時間勤務職員の当該所定勤務時間を超えて勤務した時間とその日における所定勤務時間との合計が8時間に達するまでの勤務にあっては、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100(その勤務が深夜において行

われた場合は、100分の125)の割合を乗じて得た額とする。

(休日給)

第33条 休日勤務を命じられた職員には、勤務を命じられた全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135(その勤務が深夜において行われた場合は、100分の160)を休日給として支給する。ただし、第24条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員には支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、時間外勤務した時間と休日勤務した時間の合計が1ヶ月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて休日勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の150(その勤務が深夜において行われた場合は、100分の175)を休日給として支給する。

(夜勤手当)

第34条 職員が深夜に勤務した場合は、その勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する(第32条及び前条の規定により時間外勤務手当又は休日給が支給されることとなる場合を除く。)

(期末手当)

第35条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第36条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1ヶ月以内に退職し、若しくは就業規則第24条に該当して解雇され、又は死亡した職員(第3項第2号に定める職員を除く。)についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。以下この条から第36条までにおいて同じ。)において職員が受けるべき俸給、俸給の調整額(育児短時間勤務職員にあっては、俸給及び俸給の調整額に算出率を乗じて得た額。以下この条及び次条において同じ。)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に、次の表(1)に定める職員にあっては、俸給、俸給の調整額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額(以下「役職段階別加算額」という。)(次の表(2)に定める職員(以下「特定幹部職員」という。)にあっては、その額に、同表の区分に応じ、俸給に同表に定める加算割合を乗じて得た額(以下「管理職加算額」という。)を加算した額)を加算した額を基礎として、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額(特定幹部職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額)に、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表(3)に定める割合を乗じて得た額とする。

表(1)

俸給表	職務の級	加算割合
一般職員俸給表	8級以上	100分の20
	7級・6級	100分の15
	5級・4級	100分の10
	3級	100分の5
教育職員俸給表	5級	100分の15(別に定める職員にあっては100分の20)
	4級・3級	100分の10(職務の級4級の職員のうち別に定める職員にあっては100分の15)
	2級(基準日現在の経験年数のうち5年(修士課程終了)以上の年数であるものに限る。)	100分の5
医療職員(一)俸給表	8級・7級・6級	100分の15

	5級	100分の10
	4級・3級・2級(2級の職員については、基準日現在の経験年数のうち15年(短大3卒)以上の年数であるものに限る。)	100分の5
医療職員(二)俸給表	7級・6級	100分の15
	5級・4級	100分の10
	3級・2級(2級の職員については、基準日現在の経験年数のうち15年(短大3卒)以上の年数であるものに限る。)	100分の5

表(2)

俸給表	管理職手当の区分	職務の級	加算割合
一般職員俸給表	1種	7級以上	100分の25
	2種		100分の15
	3種		100分の10
教育職員俸給表	2種	5級	100分の15
医療職員(二)俸給表	2種	6級・7級	100分の15

表(3)

在職期間	割合
6ヶ月	100分の100
5ヶ月以上6ヶ月未満	100分の80
3ヶ月以上5ヶ月未満	100分の60
3ヶ月未満	100分の30

3 職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、期末手当は支給しない。

(1) 基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員

イ 無給休職者(就業規則第14条の規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。)

ロ 刑事休職者(就業規則第14条第1項第2号の規定に該当して休職にされている職員をいう。)

ハ 勤務時間等に関する規程第26条の規定により育児休業及び同規程第27条の規定により介護休業をしている職員のうち、基準日以前6ヶ月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員

(2) 基準日1月以内に退職し、又は解雇された職員のうち、次に掲げる職員

イ その退職し、又は解雇された日において前号に該当する職員、就業規則第42条第3号の規定により停職とされている職員

ロ その退職し、又は解雇された後基準日までの間において給与法の適用を受ける職員となった者

ハ その退職し、又は解雇された後基準日までの間に国の機関又は他の法人等の職員となった者(本学の在職期間を当該法人等の職員としての在職期間に通算することとしている法人等の職員に限る。)

4 第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者には、期末手当は支給しない。

- (1) 基準日から支給日の前日までの間に就業規則第42条第5号の規定により懲戒解雇となった職員
  - (2) 基準日から支給日の前日までの間に就業規則第24条第1項第2号の規定により解雇となった職員
  - (3) 基準日前1ヶ月以内又は基準日から支給日の前日までの間に退職し、又は解雇(就業規則第24条第1項第1号の規定に該当して解雇された職員を除く。)された職員で、その退職し、又は解雇された日から支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
  - (4) 次項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けたもの(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの
- 5 支給日に期末手当を支給することとされていた職員で、次のいずれかに該当する場合には、期末手当を一時差し止めることができる。
- (1) 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為にかかる刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。)をされ、その判決が確定していない場合
  - (2) 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為にかかる刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、職務に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持するうえで重大な支障を生ずると認めるとき。
- 6 前各項に規定するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は別に定める。  
(勤勉手当)

第36条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。基準日前1ヶ月以内に退職し、若しくは就業規則第24条に該当して解雇され、又は死亡した職員(前条第3項第2号に定める職員を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれの基準日現在において受けるべき俸給、俸給の調整額及びこれらに対する地域手当の月額合計額に、役職段階別加算額(特定幹部職員にあっては、その額に管理職加算額を加算した額)を加算した額(以下「勤勉手当基礎額」という。)に、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて次の表に定める割合及び勤務成績に応じて別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額合計額を加算した額に100分の67.5(特定幹部職員にあっては、100分の87.5)を乗じて得た額の総額の範囲内とする。

勤 務 期 間	割 合
6ヶ月	100分の100
5ヶ月15日以上6箇月未満	100分の95
5ヶ月以上5ヶ月15日未満	100分の90
4ヶ月15日以上5ヶ月未満	100分の80
4ヶ月以上4ヶ月15日未満	100分の70
3ヶ月15日以上4ヶ月未満	100分の60
3ヶ月以上3ヶ月15日未満	100分の50
2ヶ月15日以上3ヶ月未満	100分の40
2ヶ月以上2ヶ月15日未満	100分の30

1ヶ月15日以上2ヶ月未満	100分の20
1ヶ月以上1ヶ月15日未満	100分の15
15日以上1ヶ月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	0

- 3 前条第3項規定は、同項第1号中イ及びロを「休職者(就業規則第14条第1項の規定により休職にされている職員(第21条第1項の規定の適用を受ける者を除く。)をいう。)」に読み替えて勤勉手当の支給に準用する。
- 4 前条第4項及び第5項の規定は、勤勉手当の支給に準用する。
- 5 前4項に規定するもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

#### 第6章 規程の実施

(実施に関し必要な事項)

第37条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

##### 附 則

- 1 この規程は、平成17年10月3日から施行し、同年10月1日から適用する。
- 2 第35条第2項に規定する期末手当及び第36条第2項に規定する勤勉手当の「基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間」には、平成17年12月1日を基準日とする場合、施行日前日までの国立大学法人筑波技術短期大学の職員として在職した期間も含めるものとする。
- 3 人事交流により採用された者については、他の国立大学法人及び国等の在職期間をこの在職期間に含めるものとする。
- 4 平成16年4月1日の前日において人事院規則9-103(暫定筑波研究学園都市移転手当)の適用を受けていた職員の施行日以降における同手当の支給については、同規則の適用があったものとして適用される支給割合を乗じて得た額を支給する。
- 5 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第35条第2項及び第36条第2項の規定の適用については、第35条第2項中「100分の140」とあるのは、「100分の125」と、「100分の120」とあるのは、「100分の110」と、第36条第2項中「100分の75」とあるのは、「100分の70」と、「100分の95」とあるのは、「100分の85」とする。

##### 附 則

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

##### 附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日以後の第10条第1項に規定する俸給月額については、平成18年3月31日に受けていた俸給月額(国立大学法人筑波技術大学職員給与規程の一部を改正する規程(平成21年規程第24号)の施行の日において適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるもの以外の職員にあっては、当該俸給月額に100分の99.59を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しない職員は、その達するまでの間は、新たな俸給月額に加え、新旧俸給月額の差額(国立大学法人筑波技術大学職員給与規程の一部を改正する規程(平成22年規程第50号)附則第2項の規定により給与を減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を俸給として支給する。

俸給表	職務の級	号俸
一般職員俸給表	1級	1号俸から56号俸
	2級	1号俸から24号俸
	3級	1号俸から8号俸
教育職員俸給表	1級	1号俸から48号俸
	2級	1号俸から32号俸
	3級	1号俸から12号俸

医療職員（一）俸給表	1級	1号俸から52号俸
	2級	1号俸から32号俸
	3級	1号俸から16号俸
	4級	1号俸から4号俸
医療職員（二）俸給表	1級	1号俸から56号俸
	2級	1号俸から40号俸
	3級	1号俸から16号俸
	4級	1号俸から4号俸

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- この規程の施行の日以後の改正後の第24条第1項に規定する管理職手当の額は、別表第7の規定にかかわらず、当分の間、次の表に掲げる職名に応じた支給割合を俸給に乗じて得た額とする。

職 名	支給割合
副学長	100分の20
産業技術学部長	100分の12
保健科学部長	100分の12
障害者高等教育研究支援センター長	100分の12
保健科学部附属東西医学統合医療センター長	100分の12
事務局長	100分の20
総務課長	100分の12
財務課長	100分の12
聴覚障害支援課長	100分の12
視覚障害支援課長	100分の12

附 則

この規程は、平成19年4月27日から施行し、改正後の国立大学法人筑波技術大学職員給与規程の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

- この規程は、平成20年1月25日から施行する。
- 改正後の国立大学法人筑波技術大学職員給与規程の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。
  - 第36条の改正規定 平成19年12月1日
  - 前号に掲げる規定以外の規定 平成19年4月1日

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の国立大学法人筑波技術大学職員給与規程（平成17年規程第46号）第24条第1項に規定する管理職手当の月額を、別表第7に定める額とする。

附 則

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。
- 2 当分の間、55歳を超える職員（次の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である職員に限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する俸給月額を支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該特定職員の俸給月額から、当該俸給月額に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額（当該特定職員の俸給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額に達しない場合にあっては、当該特定職員の俸給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額）を減ずる。

俸給表	職務の級
一般職員俸給表	6級
教育職員俸給表	5級
医療職員（一）俸給表	6級
医療職員（二）俸給表	6級

- 3 前項の適用を受ける特定職員に係る第7条、第10条第5項、第21条第1項から第6項、第22条第2項、第24条、第27条、第35条第2項及び第36条第2項の額の支給については、前項の規定に準ずる。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年4月1日において43歳に満たない職員（その職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。）のうち、平成22年1月1日において第18条第1項の規定により昇給した職員その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして学長が別に定める職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日以後の第10条第1項に規定する俸給月額については、平成18年3月31日に受けていた俸給月額（国立大学法人筑波技術大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成21年規程第24号）の施行の日において適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるもの以外の職員にあっては、当該俸給月額に100分の99.1を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しない職員は、平成26年3月31日までの間、新たな俸給月額に加え、新旧俸給月額の差額（国立大学法人筑波技術大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成22年規程第50号）附則第2項の規定により給与を減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。

俸給表	職務の級	号俸
一般職員俸給表	1級	1号俸から56号俸
	2級	1号俸から24号俸
	3級	1号俸から8号俸
教育職員俸給表	1級	1号俸から48号俸
	2級	1号俸から32号俸

	3級	1号俸から12号俸
医療職員（一）俸給表	1級	1号俸から52号俸
	2級	1号俸から32号俸
	3級	1号俸から16号俸
	4級	1号俸から4号俸
医療職員（二）俸給表	1級	1号俸から56号俸
	2級	1号俸から40号俸
	3級	1号俸から16号俸
	4級	1号俸から4号俸

3 平成 24 年 4 月 1 日において 36 歳に満たない職員（その職務の級における最高の号俸を受ける職員（以下「除外職員」という。）を除く。）のうち、当該職員の平成 19 年 1 月 1 日、平成 20 年 1 月 1 日、平成 21 年 1 月 1 日の給与規程第 18 条第 1 項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況（以下「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして学長が別に定める職員の平成 24 年 4 月 1 日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の 1 号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整が必要であるものとして学長が別に定める職員にあっては、2 号俸）上位の号俸とする。

附 則

この規則は、平成 24 年 9 月 26 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 24 年 10 月 24 日から施行する。

## 別表第1

## 一般職員俸給表

級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	464,600	529,500
2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500	467,700	532,500
3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000	470,800	535,700
4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500	473,900	538,900
5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300	422,400	476,900	542,100
6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800	424,700	480,000	544,500
7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300	426,900	483,100	547,000
8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	429,100	486,200	549,500
9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	431,200	489,100	552,000
10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	433,300	492,200	553,900
11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	435,400	495,300	555,700
12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	437,600	498,400	557,600
13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	439,500	501,200	559,400
14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	441,400	503,600	560,900
15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700	443,400	506,000	562,400
16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	445,400	508,400	563,900
17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,000	447,300	510,800	565,300
18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,000	449,100	512,300	566,500
19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	409,900	450,900	513,800	567,700
20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	411,800	452,700	515,300	568,900
21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	413,700	454,500	516,500	570,100
22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	415,500	456,000	518,000	
23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	417,400	457,500	519,500	
24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	419,400	459,000	521,000	
25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	421,300	460,500	522,300	
26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	422,800	461,900	523,400	
27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	424,400	463,300	524,600	
28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	426,000	464,600	525,800	
29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,100	427,600	465,600	527,000	
30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	380,900	428,900	466,400	527,900	
31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	382,700	430,200	467,200	528,800	
32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	384,400	431,500	468,000	529,700	
33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,200	432,700	468,700	530,500	
34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	387,600	434,000	469,500	531,400	

35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	389,200	435,300	470,300	532,300	
36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	390,800	436,500	471,100	533,200	
37	191,600	248,000	290,100	336,500	363,800	392,400	437,800	471,900	534,100	
38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,100	393,600	438,700	472,700	535,000	
39	194,200	251,200	293,700	340,500	366,500	394,800	439,600	473,500	535,900	
40	195,500	252,800	295,500	342,500	367,900	396,000	440,500	474,300	536,800	
41	196,900	254,200	297,400	344,400	369,400	397,100	441,100	475,100	537,700	
42	198,200	255,600	299,100	346,300	370,300	398,300	441,900	475,800		
43	199,500	257,000	300,800	348,200	371,400	399,500	442,600	476,600		
44	200,800	258,400	302,500	350,100	372,500	400,700	443,400	477,400		
45	202,000	259,700	304,200	351,600	373,400	401,400	444,200	478,200		
46	203,300	261,100	305,900	353,100	374,300	402,100	445,000			
47	204,600	262,500	307,600	354,600	375,200	402,800	445,800			
48	205,900	263,900	309,300	356,100	376,100	403,500	446,600			
49	207,100	265,200	310,600	357,800	377,100	404,200	447,200			
50	208,200	266,400	312,200	358,700	377,900	404,900	448,000			
51	209,300	267,700	313,800	359,900	378,700	405,600	448,800			
52	210,400	269,000	315,400	360,900	379,500	406,300	449,600			
53	211,600	270,100	317,100	361,800	380,200	407,100	450,200			
54	212,600	271,400	318,700	362,900	380,900	407,800	451,000			
55	213,600	272,700	320,300	363,900	381,600	408,500	451,800			
56	214,600	274,000	321,900	365,000	382,300	409,200	452,600			
57	215,400	275,200	323,400	365,900	382,900	409,800	453,200			
58	216,400	276,300	324,600	366,600	383,500	410,500	454,000			
59	217,300	277,400	325,800	367,300	384,200	411,200	454,800			
60	218,300	278,500	327,000	368,000	384,900	411,900	455,600			
61	219,200	279,700	327,800	368,500	385,400	412,500	456,200			
62	220,200	280,700	328,700	369,100	386,100	413,200				
63	221,200	281,700	329,500	369,800	386,800	413,900				
64	222,200	282,700	330,300	370,500	387,500	414,600				
65	223,000	283,500	331,200	370,900	388,000	414,900				
66	224,000	284,400	331,700	371,600	388,700	415,500				
67	225,000	285,300	332,500	372,300	389,400	416,200				
68	226,100	286,200	333,300	373,000	390,100	416,900				
69	226,900	287,200	334,100	373,500	390,500	417,400				
70	227,700	288,000	334,800	374,200	391,200	418,100				
71	228,500	288,800	335,500	374,900	391,900	418,800				
72	229,300	289,600	336,200	375,600	392,600	419,500				

73	230,100	290,400	336,700	376,100	392,900	420,000				
74	230,800	290,900	337,300	376,800	393,600	420,700				
75	231,500	291,400	337,900	377,500	394,300	421,400				
76	232,200	291,900	338,500	378,200	395,000	422,100				
77	233,000	292,000	338,800	378,600	395,400	422,600				
78	233,800	292,400	339,300	379,200	396,100					
79	234,600	292,600	339,800	379,800	396,800					
80	235,400	293,000	340,300	380,400	397,500					
81	236,100	293,200	340,700	380,900	398,000					
82	236,800	293,500	341,200	381,500	398,700					
83	237,500	293,900	341,700	382,100	399,400					
84	238,200	294,200	342,200	382,700	400,100					
85	239,000	294,500	342,700	383,300	400,600					
86	239,700	294,800	343,200	383,900						
87	240,400	295,100	343,700	384,500						
88	241,100	295,500	344,200	385,100						
89	241,900	295,800	344,600	385,800						
90	242,400	296,200	345,100	386,400						
91	242,900	296,600	345,600	387,000						
92	243,400	297,000	346,100	387,600						
93	243,700	297,100	346,300	388,300						
94		297,500	346,800							
95		297,900	347,300							
96		298,300	347,800							
97		298,500	347,900							
98		298,900	348,400							
99		299,300	348,900							
100		299,700	349,400							
101		299,900	349,700							
102		300,300	350,100							
103		300,700	350,500							
104		301,100	350,900							
105		301,300	351,400							
106		301,600	351,800							
107		302,000	352,200							
108		302,400	352,600							
109		302,600	353,100							
110		303,000	353,500							

111		303,400	353,900							
112		303,700	354,200							
113		303,800	354,700							
114		304,200								
115		304,600								
116		305,000								
117		305,200								
118		305,500								
119		305,800								
120		306,100								
121		306,500								
122		306,800								
123		307,100								
124		307,400								
125		307,800								
再任用 職員	185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600	395,400	447,500	529,500

備考 この表は、事務職員及び技術職員に適用する。

## 別表第2

## 教育職員俸給表

級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	162,200	204,600	265,400	316,200	408,000
2	164,300	206,800	268,500	319,600	410,500
3	166,300	209,000	271,600	323,100	413,000
4	168,300	211,200	274,700	326,600	415,500
5	170,300	213,300	277,800	330,200	418,100
6	172,800	215,500	280,600	333,700	420,600
7	175,300	217,700	283,400	337,200	423,100
8	177,800	219,900	286,100	340,700	425,600
9	180,300	222,200	288,900	344,300	427,900
10	183,100	224,600	291,800	347,600	430,400
11	185,800	227,000	294,700	350,900	432,900
12	188,500	229,400	297,600	354,200	435,400
13	191,200	231,700	300,200	357,500	437,200
14	193,100	234,100	302,800	360,000	439,500
15	195,000	236,500	305,300	362,600	441,900
16	196,900	238,900	307,800	365,200	444,200
17	198,900	241,100	310,200	367,900	446,600
18	200,700	244,200	313,000	370,200	449,000
19	202,500	247,300	315,800	372,500	451,400
20	204,300	250,400	318,600	374,800	453,800
21	206,100	253,500	321,200	377,000	456,300
22	208,000	256,600	324,000	379,100	458,700
23	209,900	259,700	326,800	381,200	461,100
24	211,800	262,800	329,600	383,300	463,500
25	213,800	265,800	332,100	385,300	465,500
26	215,900	268,800	334,600	387,200	467,700
27	218,000	271,800	337,100	389,100	469,900
28	220,100	274,800	339,600	391,000	472,100
29	222,100	277,800	342,000	393,000	474,300
30	224,400	280,500	344,200	394,800	476,600
31	226,700	283,200	346,400	396,600	478,800
32	229,000	285,900	348,600	398,400	481,000
33	231,400	288,500	350,900	400,200	483,000
34	233,300	291,400	353,200	402,000	485,200

35	235,200	294,200	355,500	403,800	487,500
36	237,100	297,000	357,800	405,600	489,800
37	239,000	299,800	359,900	407,200	492,000
38	241,100	302,100	362,000	408,900	494,000
39	243,100	304,400	364,100	410,600	496,000
40	245,100	306,700	366,100	412,300	498,000
41	247,200	308,900	368,100	413,700	500,100
42	249,100	310,100	370,000	415,300	502,000
43	251,000	311,300	371,900	416,900	503,900
44	252,900	312,500	373,800	418,500	505,800
45	254,700	313,600	375,800	419,900	507,800
46	256,600	314,800	377,600	421,500	509,600
47	258,500	316,000	379,400	423,100	511,500
48	260,400	317,200	381,200	424,700	513,400
49	262,000	318,200	383,100	426,300	515,200
50	263,300	319,300	384,900	427,600	517,000
51	264,500	320,400	386,700	428,900	518,900
52	265,800	321,500	388,500	430,200	520,800
53	266,800	322,700	389,900	431,000	522,700
54	267,900	323,800	391,400	432,000	524,400
55	269,000	324,900	392,900	432,900	526,100
56	270,100	326,000	394,500	433,800	527,800
57	271,300	327,100	395,900	434,800	529,500
58	272,500	328,200	397,300	435,700	530,800
59	273,700	329,300	398,800	436,700	532,100
60	274,900	330,300	400,300	437,600	533,400
61	275,900	331,400	401,700	438,500	534,700
62	277,000	332,500	403,200	439,500	535,700
63	278,100	333,600	404,700	440,600	536,700
64	279,200	334,700	406,200	441,700	537,700
65	280,200	335,700	407,200	442,600	538,500
66	281,300	336,800	408,300	443,600	539,400
67	282,400	337,900	409,400	444,600	540,300
68	283,500	339,000	410,500	445,600	541,200
69	284,500	340,000	411,500	446,600	542,100
70	285,600	341,100	412,400	447,600	542,900
71	286,700	342,200	413,300	448,600	543,800
72	287,800	343,300	414,100	449,600	544,700

73	288,700	344,000	415,000	450,700	545,600
74	289,800	345,000	415,900	451,700	546,500
75	290,900	346,000	416,700	452,700	547,400
76	292,000	347,000	417,600	453,700	548,300
77	292,900	348,100	418,300	454,600	549,200
78	293,900	349,100	418,900	455,200	550,100
79	294,900	350,100	419,500	455,900	551,000
80	295,900	351,100	420,100	456,600	551,900
81	297,000	352,100	420,400	457,400	552,800
82	297,900	353,100	421,000	458,100	
83	298,800	354,100	421,600	458,800	
84	299,700	355,100	422,200	459,500	
85	300,600	355,700	422,600	460,000	
86	301,500	356,300	423,200	460,700	
87	302,400	356,900	423,800	461,400	
88	303,300	357,500	424,400	462,100	
89	303,900	358,200	424,900	462,600	
90	304,600	358,700	425,500	463,300	
91	305,300	359,100	426,100	463,900	
92	306,000	359,600	426,700	464,600	
93	306,700	360,100	427,000	465,100	
94	307,300	360,500	427,500	465,800	
95	307,900	361,000	428,000	466,500	
96	308,500	361,500	428,500	467,200	
97	309,200	362,100	429,100	467,700	
98	309,800	362,600	429,600	468,300	
99	310,400	363,100	430,100	469,000	
100	311,000	363,600	430,600	469,700	
101	311,400	364,000	431,000	470,200	
102	311,800	364,500	431,500		
103	312,200	365,000	432,000		
104	312,600	365,500	432,500		
105	312,900	366,000	433,100		
106	313,300	366,500	433,600		
107	313,600	367,000	434,100		
108	313,900	367,500	434,600		
109	314,300	368,100	435,200		
110	314,600	368,600	435,700		

111	315,000	369,100	436,200		
112	315,400	369,600	436,700		
113	315,700	370,200	437,300		
114	316,100	370,700	437,800		
115	316,500	371,200	438,300		
116	316,900	371,700	438,800		
117	317,100	372,100	439,400		
118	317,400	372,600			
119	317,800	373,100			
120	318,200	373,600			
121	318,500	373,900			
122	318,900	374,400			
123	319,300	374,900			
124	319,700	375,400			
125	319,900	375,800			
126	320,300	376,300			
127	320,700	376,800			
128	321,100	377,300			
129	321,300	377,800			
130	321,700	378,300			
131	322,100	378,800			
132	322,500	379,300			
133	322,700	379,800			
134	323,000	380,300			
135	323,400	380,800			
136	323,700	381,300			
137	323,800	381,800			
138	324,100	382,300			
139	324,400	382,800			
140	324,700	383,300			
141	325,100	383,800			
142	325,400				
143	325,700				
144	326,000				
145	326,400				
146	326,700				
147	327,000				
148	327,300				

149	327,700				
150	328,000				
151	328,300				
152	328,500				
153	328,800				
154	329,100				
155	329,400				
156	329,700				
157	330,100				
再任用職員	237,500	285,600	297,400	319,700	405,400

備考 この表は、教育職員に適用する。

## 別表第3

## 医療職員(一)俸給表

級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	140,300	178,200	213,600	241,900	279,700	328,700	375,200	442,800
2	141,700	179,800	215,200	243,500	281,900	330,800	377,900	445,400
3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,100	333,000	380,600	448,000
4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,300	335,200	383,300	450,600
5	145,700	184,500	220,000	248,100	288,500	337,400	385,900	453,200
6	147,500	186,100	221,700	249,700	290,700	339,600	388,600	455,800
7	149,200	187,700	223,400	251,200	292,900	341,800	391,300	458,400
8	150,900	189,300	225,100	252,800	295,100	344,000	394,000	461,000
9	152,600	190,900	226,800	254,300	297,200	346,000	396,200	463,500
10	154,300	192,600	228,600	255,900	299,400	348,200	398,500	466,000
11	156,000	194,300	230,400	257,400	301,600	350,400	400,700	468,600
12	157,800	196,000	232,100	258,900	303,800	352,600	403,000	471,200
13	159,300	197,600	233,900	260,400	306,100	354,400	405,100	473,700
14	161,200	199,200	235,500	262,300	308,200	356,400	407,100	475,200
15	163,200	200,800	237,100	264,200	310,300	358,400	409,200	476,600
16	165,100	202,400	238,700	266,000	312,400	360,400	411,400	478,100
17	167,000	204,000	240,100	267,700	314,600	362,400	413,300	479,700
18	168,900	205,700	241,700	269,600	316,700	364,500	415,300	481,200
19	170,800	207,400	243,200	271,500	318,800	366,500	417,400	482,700
20	172,700	209,100	244,800	273,400	320,900	368,600	419,500	484,200
21	174,600	210,600	246,300	275,200	323,100	370,500	421,300	485,700
22	176,100	212,200	247,900	277,100	325,100	372,600	422,900	487,200
23	177,600	213,800	249,400	279,000	327,100	374,700	424,500	488,700
24	179,100	215,400	250,900	280,900	329,100	376,800	426,100	490,200
25	180,700	217,000	252,400	282,900	331,100	378,300	427,600	491,800
26	182,200	218,600	254,100	284,800	333,100	380,100	428,900	493,300
27	183,700	220,200	255,800	286,700	335,100	381,900	430,200	494,800
28	185,200	221,800	257,500	288,600	337,100	383,700	431,500	496,300
29	186,800	223,400	259,200	290,600	338,900	385,500	432,900	497,900
30	188,100	225,100	261,000	292,500	340,700	387,000	434,200	499,100
31	189,400	226,800	262,800	294,400	342,500	388,700	435,500	500,300
32	190,700	228,500	264,600	296,300	344,300	390,400	436,700	501,500
33	192,100	230,100	266,100	298,100	346,100	391,900	437,900	502,800
34	193,500	231,700	267,900	299,900	348,000	393,200	439,200	503,800

35	194,900	233,200	269,700	301,700	349,900	394,500	440,500	504,800
36	196,300	234,800	271,500	303,500	351,800	395,800	441,800	505,800
37	197,500	236,400	273,200	305,200	353,600	396,900	443,100	506,800
38	198,800	238,000	274,900	306,900	355,300	398,100	443,900	
39	200,100	239,600	276,600	308,600	357,000	399,200	444,700	
40	201,400	241,200	278,300	310,300	358,700	400,400	445,500	
41	202,600	242,700	280,000	312,100	359,900	401,200	446,100	
42	203,800	244,200	281,700	313,800	361,100	402,000	446,900	
43	205,000	245,700	283,400	315,500	362,300	402,800	447,700	
44	206,200	247,200	285,100	317,200	363,500	403,600	448,500	
45	207,500	248,600	286,800	318,500	364,700	404,100	449,100	
46	208,600	250,200	288,500	320,000	365,600	404,800	449,900	
47	209,700	251,800	290,200	321,500	366,800	405,500	450,700	
48	210,800	253,400	291,900	323,100	367,900	406,200	451,500	
49	211,900	255,000	293,400	324,600	369,000	407,000	452,100	
50	212,900	256,400	295,000	325,900	370,000	407,700	452,900	
51	213,900	257,800	296,600	327,200	371,000	408,400	453,700	
52	214,900	259,200	298,200	328,500	372,000	409,100	454,500	
53	215,700	260,500	299,600	329,600	372,800	409,700	455,100	
54	216,700	261,900	301,100	330,600	373,700	410,400		
55	217,600	263,300	302,600	331,700	374,600	411,100		
56	218,600	264,700	304,100	332,800	375,500	411,800		
57	219,500	265,800	305,500	333,300	376,100	412,400		
58	220,400	267,100	306,800	334,200	376,900	413,100		
59	221,300	268,400	308,100	335,000	377,700	413,800		
60	222,200	269,700	309,500	335,900	378,500	414,500		
61	223,200	270,800	310,800	336,700	379,000	414,800		
62	224,200	272,100	312,100	337,100	379,700	415,400		
63	225,200	273,400	313,400	337,800	380,400	416,100		
64	226,300	274,700	314,700	338,500	381,100	416,800		
65	227,000	275,900	316,100	339,100	381,700	417,300		
66	227,900	277,000	316,900	339,800	382,400			
67	228,800	278,100	317,700	340,500	383,100			
68	229,700	279,200	318,500	341,200	383,800			
69	230,400	280,300	319,100	341,900	384,300			
70	231,100	281,400	319,800	342,500	384,900			
71	231,800	282,500	320,500	343,100	385,500			
72	232,500	283,600	321,100	343,700	386,100			

73	233,300	284,500	321,900	344,000	386,700			
74	234,100	285,200	322,200	344,600	387,300			
75	234,900	285,900	322,800	345,200	387,900			
76	235,700	286,700	323,400	345,800	388,500			
77	236,300	287,500	324,000	346,300	389,000			
78	236,900	288,100	324,500	346,800	389,600			
79	237,500	288,700	325,000	347,300	390,200			
80	238,100	289,300	325,500	347,800	390,800			
81	238,600	290,000	326,100	348,200	391,500			
82	239,000	290,500	326,600	348,600	392,100			
83	239,400	291,000	327,100	349,000	392,700			
84	239,800	291,500	327,600	349,400	393,300			
85	240,300	291,700	328,100	349,900	394,000			
86		291,900	328,500	350,300				
87		292,100	328,800	350,700				
88		292,300	329,200	351,100				
89		292,700	329,600	351,500				
90		292,900	330,000	351,900				
91		293,100	330,400	352,300				
92		293,300	330,800	352,600				
93		293,700	331,300	353,000				
94		293,900	331,600	353,400				
95		294,100	332,000	353,800				
96		294,400	332,400	354,100				
97		294,800	332,600	354,600				
98		295,100	333,000	355,000				
99		295,400	333,400	355,400				
100		295,700	333,800	355,800				
101		296,000	334,000	356,300				
102		296,300	334,400	356,700				
103		296,600	334,800	357,100				
104		296,900	335,000	357,500				
105		297,200	335,100	358,000				
106			335,500					
107			335,900					
108			336,300					
109			336,500					
110			336,900					

111			337,300					
112			337,700					
113			337,900					
再任用職員	186,800	213,500	245,700	259,300	285,500	327,000	370,000	432,700

備考 この表は、保健科学部附属東西医学統合医療センターの診療放射線技師、臨床検査技師及び薬剤師に適用する。

別表第4

医療職員(二)俸給表

級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	153,300	180,500	229,300	254,700	285,600	332,100	378,400
2	154,700	182,600	231,100	255,900	287,600	334,300	381,100
3	156,200	184,700	232,900	257,200	289,600	336,500	383,800
4	157,600	186,800	234,700	258,500	291,600	338,700	386,500
5	159,000	188,900	236,300	259,600	293,400	340,900	388,700
6	160,500	191,300	237,800	261,000	295,300	343,100	391,100
7	162,000	193,600	239,300	262,300	297,200	345,300	393,500
8	163,500	195,900	240,800	263,700	299,100	347,500	395,800
9	164,800	198,300	242,200	265,100	301,100	349,300	397,900
10	166,500	199,700	243,600	266,400	303,000	351,300	400,000
11	168,100	201,100	245,000	268,000	304,900	353,300	402,200
12	169,700	202,500	246,400	269,600	306,800	355,300	404,600
13	171,200	203,900	247,700	271,200	308,600	357,500	406,700
14	173,200	205,400	249,000	272,800	310,400	359,600	408,800
15	175,200	206,900	250,300	274,400	312,200	361,700	411,000
16	177,200	208,400	251,600	276,000	314,000	363,800	413,200
17	179,400	209,800	252,600	277,600	315,900	365,900	415,300
18	181,500	211,300	254,000	279,100	317,600	368,000	417,500
19	183,600	212,800	255,300	280,600	319,300	370,100	419,700
20	185,700	214,300	256,600	282,100	321,000	372,200	421,900
21	187,800	215,700	257,800	283,700	322,700	374,000	423,800
22	190,000	217,400	259,200	285,300	324,300	376,100	425,700
23	192,200	219,100	260,600	286,900	325,900	378,200	427,600
24	194,400	220,800	262,000	288,500	327,500	380,300	429,500
25	196,500	222,300	263,500	289,900	329,200	382,300	431,300
26	197,800	224,000	265,100	291,700	330,700	384,000	433,000
27	199,100	225,700	266,600	293,500	332,300	385,900	434,700
28	200,400	227,400	268,200	295,300	333,900	387,800	436,300
29	201,600	229,200	269,800	296,900	335,400	389,700	437,600
30	202,900	230,700	271,400	298,600	336,900	391,600	439,200
31	204,200	232,200	273,000	300,300	338,400	393,500	440,800
32	205,500	233,700	274,600	302,000	339,900	395,400	442,400

33	206,800	235,200	276,200	303,500	341,600	397,100	444,100
34	208,100	236,600	277,700	305,100	343,200	398,800	445,700
35	209,400	238,000	279,200	306,700	344,800	400,600	447,300
36	210,700	239,400	280,700	308,300	346,400	402,400	448,900
37	212,100	240,700	282,300	309,900	348,100	404,000	450,300
38	213,500	242,000	283,800	311,500	349,700	405,800	451,800
39	214,900	243,300	285,300	313,100	351,300	407,600	453,300
40	216,300	244,600	286,800	314,700	352,900	409,400	454,800
41	217,500	245,600	288,400	316,300	354,100	411,000	456,100
42	218,900	246,900	290,000	317,800	355,600	412,700	457,000
43	220,300	248,100	291,600	319,300	357,100	414,400	457,900
44	221,700	249,400	293,200	320,800	358,600	416,000	458,800
45	223,100	250,600	294,600	322,100	360,200	417,500	459,800
46	224,600	252,000	296,100	323,500	361,400	419,100	460,700
47	226,100	253,400	297,600	324,900	362,900	420,600	461,600
48	227,600	254,800	299,100	326,400	364,200	422,200	462,500
49	228,900	256,200	300,500	327,700	365,600	423,800	463,500
50	230,300	257,700	301,900	329,100	367,000	425,400	464,200
51	231,700	259,100	303,300	330,400	368,400	427,000	465,000
52	233,100	260,500	304,700	331,800	369,800	428,600	465,800
53	234,400	262,000	306,200	333,200	371,300	430,100	466,700
54	235,700	263,600	307,600	334,600	372,500	431,600	467,500
55	237,000	265,200	309,000	336,000	373,700	433,100	468,300
56	238,300	266,700	310,400	337,400	374,900	434,600	469,100
57	239,500	268,300	311,600	338,300	376,000	435,700	470,000
58	240,800	269,900	312,900	339,600	377,000	436,600	
59	242,000	271,500	314,200	340,800	378,000	437,500	
60	243,300	273,100	315,600	342,100	379,000	438,400	
61	244,500	274,700	316,800	343,300	379,700	439,300	
62	245,800	276,200	318,100	344,300	380,500	440,200	
63	247,100	277,700	319,400	345,600	381,300	441,100	
64	248,400	279,200	320,700	346,900	382,100	442,000	
65	249,600	280,800	322,000	348,000	383,000	442,900	
66	250,900	282,300	323,300	349,200	383,800	443,700	
67	252,300	283,800	324,600	350,400	384,600	444,500	
68	253,700	285,300	325,900	351,500	385,400	445,300	

69	254,800	286,600	326,700	352,500	386,200	446,100	
70	256,100	288,100	327,800	353,600	386,900		
71	257,400	289,600	328,900	354,700	387,600		
72	258,700	291,100	329,800	355,800	388,300		
73	260,100	292,400	331,100	356,700	389,000		
74	261,400	293,800	331,900	357,800	389,600		
75	262,700	295,200	333,100	358,900	390,200		
76	264,000	296,600	334,300	360,000	390,800		
77	265,100	298,100	335,400	360,800	391,200		
78	266,300	299,400	336,600	361,600	391,800		
79	267,600	300,700	337,800	362,400	392,400		
80	268,900	302,000	339,000	363,200	393,000		
81	270,000	302,900	340,100	363,900	393,500		
82	271,100	304,100	341,200	364,500	394,100		
83	272,200	305,300	342,300	365,100	394,700		
84	273,300	306,600	343,400	365,700	395,300		
85	274,200	307,700	344,300	366,400	395,800		
86	275,300	308,900	345,300	367,000	396,400		
87	276,400	310,100	346,300	367,600	397,000		
88	277,500	311,300	347,300	368,200	397,600		
89	278,600	312,600	348,400	368,600	398,000		
90	279,600	313,800	349,200	369,200	398,500		
91	280,600	315,000	350,000	369,800	399,100		
92	281,600	316,200	350,800	370,400	399,700		
93	282,600	317,100	351,600	370,700	400,200		
94	283,600	317,800	352,300	371,200			
95	284,600	318,500	353,000	371,700			
96	285,600	319,100	353,700	372,200			
97	286,500	319,800	354,200	372,800			
98	287,300	320,200	354,700	373,300			
99	288,100	320,900	355,200	373,800			
100	289,000	321,600	355,700	374,300			
101	289,800	322,000	356,200	374,900			
102	290,600	322,600	356,700	375,400			
103	291,400	323,200	357,200	375,900			
104	292,200	323,800	357,700	376,300			

105	292,900	324,200	358,000	376,900			
106	293,400	324,700	358,500	377,400			
107	293,900	325,200	359,000	377,900			
108	294,400	325,700	359,500	378,400			
109	294,600	326,100	360,000	379,000			
110	295,000	326,500	360,500	379,500			
111	295,200	326,900	361,000	380,000			
112	295,600	327,300	361,500	380,500			
113	295,900	327,700	362,000	381,100			
114	296,200	328,100	362,500				
115	296,600	328,500	363,000				
116	296,900	328,800	363,400				
117	297,200	329,100	363,800				
118	297,500	329,500	364,300				
119	297,800	329,900	364,800				
120	298,200	330,300	365,300				
121	298,500	330,500	365,700				
122	298,900	330,900	366,200				
123	299,300	331,300	366,700				
124	299,700	331,700	367,200				
125	299,900	331,900	367,600				
126	300,200	332,200					
127	300,600	332,600					
128	301,000	332,900					
129	301,200	333,000					
130	301,600	333,400					
131	302,000	333,800					
132	302,400	334,200					
133	302,600	334,500					
134	303,000	334,900					
135	303,400	335,300					
136	303,800	335,700					
137	304,000	336,000					
138	304,300	336,400					
139	304,700	336,800					
140	305,100	337,200					

141	305,300	337,500					
142	305,700	337,900					
143	306,100	338,300					
144	306,400	338,700					
145	306,500	339,000					
146	306,900	339,400					
147	307,300	339,800					
148	307,700	340,200					
149	307,900	340,500					
150	308,200	340,900					
151	308,500	341,300					
152	308,800	341,700					
153	309,200	342,000					
154	309,500						
155	309,700						
156	310,000						
157	310,400						
158	310,700						
159	311,000						
160	311,300						
161	311,700						
162	312,000						
163	312,300						
164	312,600						
165	313,000						
166	313,300						
167	313,600						
168	313,900						
169	314,300						
再任用職員	233,200	257,800	265,100	275,500	292,600	330,400	375,700

備考 この表は、保健科学部附属東西医学統合医療センター及び保健管理センターの看護師に適用する。

別表第5(第23条第2項(俸給の調整額)関係)

区 分	職 員	調整数
学部授業担当	学部の授業に直接従事している教授, 准教授, 講師, 助教及び助手	1
大学院授業担当	大学院の担当を命じられた教授, 准教授, 講師又は助教で研究指導を担当することができる者のうち, 年度を通じて2単位以上の講義等を担当する者又は研究指導(副指導を含む。)に従事している者	1
	大学院の担当を命じられた教授, 准教授, 講師又は助教のうち, 上記以外の者で別に定めるもの	0.5

別表第6(第23条第3項関係)

職務の級	調整基本額
1級	9,000
2級	10,400
3級	11,900
4級	12,700
5級	15,000

別表第7(第24条(管理職手当)関係)

職 名	手当額
副学長	93,500円
学部長	80,200円
障害者高等教育研究支援センター長	80,200円
保健科学部附属東西医学統合医療センター長	66,900円
事務局長	94,000円
事務局の課長	72,700円
	62,300円

備考 事務局の課長の手当額欄の「72,700円」については, 学長が指名する者に限る。

別表第8(第25条第3項(初任給調整手当)関係)

期間の区分	額(円)
1年未満	50,000
1年以上2年未満	50,000
2年以上3年未満	50,000
3年以上4年未満	50,000
4年以上5年未満	50,000
5年以上6年未満	50,000
6年以上7年未満	48,200
7年以上8年未満	46,400
8年以上9年未満	44,600
9年以上10年未満	42,800
10年以上11年未満	41,000
11年以上12年未満	39,200
12年以上13年未満	37,400
13年以上14年未満	35,600
14年以上15年未満	34,200
15年以上16年未満	32,800
16年以上17年未満	31,400
17年以上18年未満	30,000
18年以上19年未満	28,600
19年以上20年未満	27,200
20年以上21年未満	25,800
21年以上22年未満	25,200
22年以上23年未満	24,600
23年以上24年未満	23,700
24年以上25年未満	23,100
25年以上26年未満	22,500
26年以上27年未満	21,900
27年以上28年未満	21,300
28年以上29年未満	20,600
29年以上30年未満	20,300
30年以上31年未満	19,900
31年以上32年未満	19,300
32年以上33年未満	18,500
33年以上34年未満	17,600
34年以上35年未満	16,900

(備考) この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日以後の期間を示す。